

京都市告示第148号

児童福祉法第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和3年5月31日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社 Office さかい	障害児相談支援事業	プランニング美ィ 2670900287	京都市伏見区向島本 丸町21	令和3年 5月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)